

早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は6月1日（月）です。口座振替は5月27日（水）、減免申請は6月1日（月）となります。お忘れのないようお願いします。

■軽自動車税の納付は？

現金納付の人 （※右記①、②のいずれかで納付してください）	納付場所		納付期限	納付に必要なもの
	①役場各窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●白水庁舎（会計課） ●久木野庁舎（窓口センター） ●長陽庁舎（総合調整課） 		
②金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●肥後銀行 ●熊本銀行 ●J A阿蘇 ●熊本県信用組合 ●九州管内のゆうちょ銀行（沖縄を除く） 			
口座振替納付の人	5月27日（水）引き落とし ※残高の確認をお願いします。			

■軽自動車税の減免申請は？

減免申請	申請要件	手続き場所	減免申請に必要なもの
	①公益のため直接専用するもの ②身体障がい者などに該当する人が所有する軽自動車などで、身体障がい者本人が運転するもの、生計を一にするもの、または該当身体障がい者など（単身で生活するものに限る）を常時介護する人が運転するもの（1台に限る）	各庁舎（白水・久木野・長陽）で手続きできます。 納期限（6月1日（月））までに申請しなければなりません。（平成27年度より申請期限が変更になりました。）	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅に届いた納付書 ●車検証 ●免許証 ●印鑑 ●身体障害者手帳など

*減免台数1人に1台とし、普通乗用車などの同時の申請はできません。

*障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

車両区分		税額（年額）	
		現行 （平成27年度まで）	改正後 （平成28年度以降）
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
自動二輪小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

村広報紙1月号で平成27年度以降の税額を改正するお知らせをしましたが、税法の改正により、適用開始が1年間延期され、平成28年度から税率が引き上げられます。

**バイク・農作業車などの新税率が
一年間延期になります**